

教育委員会 12月定例会会議録

1. 日 時 平成27年12月25日(金) 午後4時20分
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 委員 長 小原 芳 道
職務代理者 橋 本 重 信
委 員 木 下 謹 子
委 員 説 田 賢 哉
教 育 長 井 坂 隆
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 湯 原 洋 一 参 事 栗 栖 宣 博
教 育 総 務 課 長 根 本 卓 也 学 務 課 長 望 月 亮 一
生 涯 学 習 課 長 今 野 修 文 化 課 杉 田 真 彦
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 星 田 洋 一 指 導 課 長 小 島 勝 則
博 物 館 副 館 長 塩 谷 修

5. 議 題

(1) 議 案

① 議案第26号

土浦市奨学資金給与条例施行規則の一部改正について

(教育総務課)

(2) 報告事項

① 平成27年第4回市議定例会一般質問について

(3) その他

① 平成27年度土浦市文化財防火デー防火訓練について(文化課)

② 伝統行事「どんど焼き」の開催について(文化課)

③ 平成27年度第63回教育総会について(指導課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

委 員 長 改めまして、皆さんこんにちは。総合教育会議に引き続きまして、12月定例会を開
会いたします。よろしくお願いいたします。

初めに、教育長より報告事項をお願いいたします。

————— 11月19日以降の行事について報告 —————

委員 長 ありがとうございます。ただいまの教育長の報告事項で、何かご質問あればお願いいたします。特によろしいですか。ありがとうございました。

教育総務課 それでは、続きまして議案に移ります。

委員 長 3番の議案第26号 土浦市奨学資金給与条例施行規則の一部改正について、教育総務課でお願いいたします。

教育総務課 それでは、資料の4ページをお願いいたします。

委員 長 土浦市奨学資金給与条例施行規則の一部改正についてでございます。

教育総務課 高校進学の意味と能力を有しながら、経済的理由により進学することが困難な者に対しまして、学業に必要な資金を給与してございます。奨学生の選考に当たりましては、毎年3月に、小原委員長にも委員長になっていただいておりますけれども、選考委員会を開催して決定しているところでございます。

委員 長 その選考委員のうち、市議会議員からは、従来から文教厚生委員会の委員長及び副委員長の2名を委嘱してございます。しかしながら、根拠となる土浦市奨学資金給与条例施行規則の第4条第4項第2号には、「市議会議員」としか規定されていないため、現状にあわせて、「市議会文教厚生委員会の委員長及び副委員長」に改めるものでございます。

教育総務課 なお、施行については、公布の日から施行するものでございます。

委員 長 5ページをお願いいたします。

教育総務課 こちらが新旧対照表でございますけれども、右側の欄、上から二つ目の(2)番、市議会議員を左側の(2)番のように、市議会文教厚生委員会の委員長及び副委員長と改めるものでございます。

委員 長 以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。奨学資金給与条例施行規則の一部改正ということで、市議会議員のところを改めたということです。ご質問ありますか。よろしいですか。

教育総務課 委員の方は、まず教育委員長、市議会議員です。あとは土浦市民生委員児童委員協議会連合会の代表の方、あと、土浦市学校長会の代表、あとは教育委員会事務局を担当する副市長、それと教育長ということでございます。

委員 長 これ、でもまた委員長ってなくなるから、また直さなくちゃならないですか。

教育部長 委員長、これは経過措置で、直してあります。この様に直ったものについては、新教育長制度になってから施行するで、現行は今。

委員 長 それで正しいわけだ。1番は教育長。

教育部長 これが正しいというか、新制度になった後のものも改正してありますので、その改正したもので表示されたものですから。

教育総務課 3月は経過措置ということで、引き続き、委員長をお願いいたします。

委員 長 了解しました。

教育総務課 続きまして、4番報告事項ですね。平成27年第4回市議会定例会一般質問について、これは別冊資料の1。これは1番目からいくんですね。まず、荒井議員。

教育総務課 一番下のお二方については、事前に臨時会でご協議いただきましたので、1から7番まで。

委員 長 1から7番まで、わかりました。では、1番からお願いします。荒井議員の質問、

総務課でお願いします。

教育総務課

まず、荒井議員からの質問でございます。

質問の要旨としましては、1ページの方をお願いいたします。

会計検査院より、公立小・中学校施設の消防点検及び建築点検において、不備が指摘されながら改修されていないという、これは新聞報道もありまして、土浦市の方ではどうなっているのだというような質問でございました。特に、今回は消防設備に関することでお伺いしたいと。

一つ目としましては、消防点検の法的根拠、二つ目として、消防点検の実施状況及び点検結果についての対応についてというようなことでございます。

2ページの方は答弁書でございますが、こちらの方は要約したもので説明させていただきます。

まず、1点目の法的根拠につきましては、消防法では消火設備や避難設備等、6カ月または1年ごとに設備等を作動させるなどして確認する点検を実施しなければならない。また、建築基準法では、3年ごとに施設の損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を実施しなければならないことを説明させていただきました。

次に、2点目の消火点検、設備点検につきましては、こちらについては専門的資格が必要であることから、土浦市においては民間業者に業務を委託しております。火災報知設備などの機器点検を年に2回、防排煙設備や消火栓設備等の総合点検を年1回実施しており、その結果を消防本部に報告するとともに、指摘を受けたところにつきましては、緊急性のあるものを優先的に修繕しているという答弁をさせていただきまして、最後に、学校施設については、子どもたちが学校生活を送る場であるとともに、災害時には地域住民の避難所でもあることから、今後とも点検を実施しまして、その指摘事項については、優先順位をつけて計画的に修繕等の対応を図っていくということで答弁したところでございます。

委員長

ありがとうございます。荒井議員の、市内の小・中学校幼稚園の消火設備点検についてのご質問でしたけれども、ただいまの答弁について、ご質問ありますか。ご意見あればお願いいたします。よろしいですか。これは特に問題は、点検を実施しているわけですから、よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、次にいきます。2番目、平石議員の質問、いばらきっ子郷土検定事業について、生涯学習課をお願いします。

生涯学習課

それでは、4ページをお願いいたします。

平石議員の質問の要旨でございますが、茨城県の教育委員会で平成25年度から県内の中学2年生を対象といたしまして、伝統や文化を楽しみながら茨城県の独自の郷土検定として「いばらきっ子郷土検定」事業を実施しております。この設問の中には本市土浦市に関する設問もありまして、土浦市の魅力を知ってもらうきっかけづくりといたしまして、市役所の本庁舎1・2階と市民の方が利用できるスペース、こちらの方にパソコン等端末を設置して市民の方が閲覧できるようにできないかというご質問でございます。

答弁につきましては、5ページ、6ページにあるとおりですが、要約したもので説明させていただきます。

まず、郷土検定を紹介するチラシを作成いたしまして、公民館等に配置し、郷土検定出題問題の一部を紹介することや、スマートフォンからでもアクセス可能でありますので、場所を選ばず楽しめるものということから、市ホームページから、いばらきっ子郷土検定のウェブサイトへ誘導することによりまして、土浦市や茨城県のことを学ぶことができる機会をふやしていきたいというような内容で答弁をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長 ありがとうございます。平石議員の質問、いばらきっ子郷土検定事業についてですけども、ただいまの答弁内容について、ご質問ございますか。これは毎年全中学生ですか、2年生がやっているということで全員参加なんですか。

生涯学習課 こちらのほうは県内ほとんどの中学2年生が参加いたしまして、昨年度は新治中が県の本選に出場いたしまして、ベスト8という快挙を達成しております。また、本年度も、同じようにまず土浦市で予選を行っております、ことしは第三中学校が土浦市の代表として参加することになっております。

委員長 その問題というのはもう既に出ているんですか。それをいろいろ選んで出してくるわけ。

生涯学習課 予選の問題につきましては、県の問題、それからそれぞれ市町村ごとに問題を定めておりますので、こちらのほうはもう既に定めております。

委員長 でも、これはホームページで見られるんですよね。それで中学生がやる問題はまた別なんですか。

生涯学習課 過去の問題につきましては、ホームページの方で閲覧できます。

委員長 過去問ね。そうすると毎年中学生がやるのは新しい問題なんですね。

教育長 それは今年で3年目になります。今年は一中が代表で行って、去年が新治中。市町村予選の問題の中で、県から来た25問と市町村ごとの25問ということで、今年の本選問題については分からない状態です。

問題として面白いのは、「かすみがうらマラソンはどこでやっているか」というと、ほとんどの市町村の中学生はかすみがうら市。土浦市とはどこにも出てこない。各市町村で代表の議員や市長が来ていて、自分達が思っていることと子どもたちが思っていること、すごく差があるということで反省して帰っていくみたいです。今年から市長も是非ということで、声をかけるというようなことを県の生涯学習課で言っております。

委員長 わかりました。平石議員は過去問を見られるようにしろということですね。よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして、やはり生涯学習課ですね。竹内議員の学童保育（放課後児童クラブ）の現状と今後の課題について、お願いします。

生涯学習課 7ページをお願いいたします。

竹内議員の質問の要旨でございますが、土浦市の放課後児童クラブ、学童クラブの現状と課題についての質問と、それから放課後児童クラブ、これは厚生省所管の事業と、それから放課後子供教室、文部科学省所管の事業の一体的な運営についての質問でございました。

答弁につきましては、8ページ、9ページとなっております。答弁につきましては、要約したもので説明をさせていただきます。

まず、児童クラブですが、平成27年度から児童福祉法が改正されて、放課後児童クラブのこれまでの受け入れが1年生から3年生までだったというものが、今度は1年生から6年生までの全学年に拡大されました。このことによりまして、27年度の市全体の入所児童数は、5月時点での対前年比較で300人以上ふえておりまして、1,604人となっております。

また、放課後児童クラブの設置数につきましては、同じく5月現在で比較いたしますと、4クラブ増設となっております、18校40クラブとなっております。さらに、ことしの6月には斗利出小学校にも開設をいたしましたので、現在では19校41クラブを開設し、入所児童を受け入れております。

また、支援員の方につきましては、必要数を下回ることがないように、市のホームページ、それから市報、ハローワーク等で支援員を募集しております。

また、放課後児童クラブ、こちらの方は厚生労働省所管で昼間保護者が就労等で家庭にいない児童を放課後預かるという事業でございます。放課後児童クラブと放課後子供教室、こちらの方は文科省所管の事業でありまして、すべての児童が対象で、地域の方の協力を得ながら、集団で運動や遊び等を実施する事業でございます。この放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的運営につきましては、現在検討を行っている最中でありまして、平成28年度には一部の学校で試行してみたいと考えております。

また、再質問につきましては、10ページにございましており答弁をしておりますので、後ほどお目通ししていただければと思っております。

以上の内容で答弁をいたしました。よろしく願いいたします。

委員 長

ありがとうございます。ただいまの竹内議員からの質問、放課後児童クラブ、放課後子供教室についての質問でしたけれども、いかがでしょうか。この答弁について、ご意見、ご質問あればお願いします。今は一体でやっているということはないんですね。児童クラブと子供教室は別々にやっているんですね。実際は児童クラブが中心になっていますよね。ということは、6年生まで拡大したら放課後子供教室はだんだん存在意義がなくなってくるんですね。

生涯学習課

逆に、国の方は子供教室をふやしていった中で児童クラブと子供教室を一体的に運営してくださいということです。

委員 長

増やして児童クラブと一緒にやりましょうということですか。統一し合うという意味ですか。

生涯学習課

事業的には、児童クラブは昼間保護者が就労でいない方を預かるというものがメインのものでございますけれども、子供教室は地域の方の協力を得まして、例えば集団での運動とか、それから何か遊びを通しての事業ということでいろいろ学びをしていくものです。

委員 長

内容が違うということですか。

生涯学習課

内容が違います。

委員 長

放課後児童クラブに地域の人を入れてやろうという、そういう一体化なんですかね。

生涯学習課
委員 長 両方交流しながら。
交流しながら。どういうふうにもっていくのか、よくわからないんですけども、現在は子供教室の参加人数というのはそんなに多くないわけでしょう。

生涯学習課
委員 長 ちょっと古い5月ごろのデータになりますけれども、子供教室が、九つ教室がありまして、700名の児童が入っております。

生涯学習課
委員 長 外遊びとかですかね。全然内容が違うということなんですか。竹内議員の質問はその一体化を早くやれという意味ですか。今後どうゆうふうに、一体化しろというのは難しい。子供教室というのは費用とかそういうのは全然違うんですかね。子ども教室というのは無料でしょ。その辺が違う。市としてはどうするんですか。一体化で進めていくんですか。

生涯学習課
委員 長 まず、28年度、試行的に進めてみたいと今検討している最中でございます。それを受けまして、検証して、広げていきたいなということで考えております。

生涯学習課
委員 長 まだやってないけれども、やってみようということですね。放課後子ども教室というのは毎日やっているわけではなくて、週に1回、2回。そのとき児童クラブの子どもたちも一緒に外で遊ぼうと、そういうことですね。わかりました。了解しました。よろしくお願いします。竹内議員の質問はいいですか、これで。

生涯学習課
委員 長 続きまして、松本議員の質問です。

生涯学習課
委員 長 4期目の市長選立候補に向けての選挙公約について、心豊かな教育、文化のまちづくりの中で、多様なイベントの開催が可能な市民会館の整備についてということで、文化課をお願いします。

文化課
委員 長 松本議員の質問の答弁でございます。11ページをお願いいたします。

文化課
委員 長 質問の趣旨でございますが、市民会館、いつ建てるのか、建てかえるのか。場所はどこなのか、規模はどの程度なのかというような趣旨での質問でございました。同様の質問は平成20年12月の定例会においても出てございます。

文化課
委員 長 それでは答弁につきまして、申し上げたいと思います。概略で説明させていただきます。

文化課
委員 長 土浦市民会館は昭和44年に建設されて以来、今日まで46年間市民の文化芸術活動の拠点としてその役割を担ってきたところであり、市民会館の再整備の必要性につきましては、十分認識しておりますとまず申し上げてあります。

文化課
委員 長 しかしながら、先の全員協議会で長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方を報告させていただきましたとおり、市民会館の再整備については今後の検討事項とさせていただきます。

文化課
委員 長 建てかえの時期及び場所、規模につきましては、現時点では決まっておりますが、現在の市民会館における課題の整理等を行い、議会や市民、学識経験者などの皆様のご意見をいただきながら、今後財政面の課題や再整備の方法などの課題について十分に考慮した上で、できるだけ早い時期に再整備に向けての基本構想策定に向けた検討に入ってまいりたいという答弁をさせていただきました。

文化課
委員 長 ありがとうございます。松本議員からの市民会館の整備についてのご質問ということで、ただいまの答弁内容で何かご意見あればお願いします。いいですか。具体的な再整備の時期というのは全然決まってないんですか。

文化課 財政面の中では平成30年、40年ということなんですが、まだ全然決まってございません。

委員長 大丈夫ですか。築46年。わかりました。当面ないということですね。

文化課 当面は修繕などをしながら使いたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

スポーツ振興課 続きまして、島岡議員よりの質問です。まず、グラウンド・ゴルフの活性化について、スポーツ振興課お願いします。

13ページをお願いいたします。

島岡議員から、グラウンド・ゴルフは競技人口がふえておりますので、今後グラウンド・ゴルフができる環境整備、それからPR活動、全国規模の大会の誘致活動についての考え方はいかがかというようなご質問でございます。

14ページをお願いいたします。

市の方では、後段にございますけれども、9月から暫定オープンしている中村西根・乙戸地区に多目的運動広場がございまして、それとのお隣の隣接する青少年の家の広場も両方活用すると、市民大会程度の大会は十分開催できるというふうに考えていると。

しかしながら、全国大会規模の大会を開催する場合には、本市では十分な整備は今のところできていないということがございますけれども、グラウンド・ゴルフは生きがいつくり、それから健康増進に寄与するスポーツであるという認識は持っておりますので、体育協会グラウンド・ゴルフ部とともに普及に向けた活動を行ってまいりますというような答弁をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。島岡議員よりグラウンド・ゴルフの活性化についてという質問ですけれども、ただいまの答弁内容について、いかがでしょうか。ご質問、ご意見あればお願いいたします。グラウンド・ゴルフに変わったんですね。ゲートボールじゃなくて。

スポーツ振興課 高齢者の方を中心に考えますと、グラウンド・ゴルフを行う高齢者の方は数字の上ではかなり多いと。ゲートボールよりもかなり多いということでございます。

委員長 グラウンド・ゴルフは広い場所があるんですか。

スポーツ振興課 ゴルフと同じ8ホールがワンセットになっておりまして、それほど広い所は必要ないですけれども、学校の校庭程度、そういう程度の広場は必要になります。

委員長 芝生なくてもいいんですか。

スポーツ振興課 芝生があってもなくても大丈夫です。ある程度のアングレーション、逆にあった方がいいよというふうに聞いています。

委員長 ゲートボールと違って、転がすじゃなくて、浮かせるの。

スポーツ振興課 いいえ、違います。同じようなボールを使って打つんですけれども、ワンホール何打で入るかという競技でございます。パターゴルフと同じです。パターゴルフが8ホールというふうな、ただ、ボールとスキップが違うというだけで。

委員長 空中は飛ばないんですか。

スポーツ振興課 あれとは違います。

委員長 わかりました。知らなくすみません。これに関してはよろしいですか。

国体ではどこがやるんですか。

スポーツ振興課

国体では神栖。あと、かすみがうら市でやるのはデモンストレーションスポーツのような形で、得点種目じゃなくて、そういうスポーツをかすみがうら市では計画したり。

委員長

わかりました。

続きまして、島岡議員のもう一つの質問ですね。小町の里周辺の観光開発について、これは文化課ですか、お願いします。

文化課

島岡議員の答弁でございます。質問の趣旨でございますが、小町の里周辺には豊かな自然やたくさんの文化遺産があり、その文化遺産を観光資源として発信してほしいという内容でございます。

答弁でございますが、16 ページ、17 ページでございます。概略で説明をさせていただきます。

小町の里周辺は県内で最も古いお寺の一つである東城寺、坂東三十三観音霊場の一つである清滝寺など、県指定文化財や市指定文化財 20 件を含む多くの文化財があるということで、まずご紹介をさせていただきました。

また、現在文化課で進めております石仏に関する散策できるようなガイドマップの作成、それからPRに努めているということでのご紹介、そのガイドマップについては、当初1,000部を作成しましたが、わずか2カ月で品切れとなったため、再度1,000部を増刷しましたが、現在でもまた残部がない状況でございます。さらに追加増刷を検討しているということでのご紹介をさせていただきました。また、関連して単体で行っている事業等も紹介もさせていただいております。

それから現在、土浦市を含む6市が進めておりますジオパーク構想の中で、この小野小町周辺の主要なジオサイト候補地として検討しているということで、文化課におきましてこの魅力ある自然と文化遺産を広く内外に周知すべく、現在、「ジオパークに行こう」と題したイラストマップを作成しているところでございます。現在ではでき上がりまして、お手元の方に配らせていただいております。マップがそれでございます。

今後、山ノ荘地域の文化遺産と霞ヶ浦、そして土浦城を中心とした城下町も含め、魅力ある文化遺産を観光資源として発信するように取り組んでまいりますということでの答弁をさせていただきました。

委員長

ありがとうございます。島岡議員から小町の里の観光開発、文化遺産についてのご質問でしたけれども、答弁内容についてはいかがでしょうか。石仏って前にいただいたやつですね。

文化課

もう一つ、筑波山のジオパーク関係で一緒に送らせていただいたと思うんですが。お手元でございますでしょうか。では、後ほどまた配らせていただきます。失礼しました。

委員長

よろしいですか。ジオパークというのはなかなか認定されないんですかね。

教育部長

つくば市、笠間市、桜川市などが、力入っていますけれども、実際のジオポイントとしては土浦の新治地区は非常に貴重なジオポイントであると思います。

委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、鈴木議員の、6番目ですね。新治運動公園の芝生化、サッカー場の整備について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

18ページをお願いいたします。

鈴木議員の方から、新治運動公園の多目的広場のサッカー場整備についてのご質問でございます。

ことしの3月に、やはり鈴木議員から新治運動公園の多目的広場が水はけが悪い。天然芝のグラウンドを整備したらどうかというような質問がございました。

また、ことしの9月には、柳澤議員から、多目的広場は人工芝を張ったらどうだろうということと、隣接地の雑木林を買い取って、整備して、サッカー場をつくったらどうだろうかというような質問がございました。それらも踏まえて、再度新治運動公園の整備の考え方について聞きたいというような質問がございました。

19ページをお願いしたいんですけども、新治運動公園の整備については、三つの方法が考えられます。一つは土のグラウンドのまま整備する。もう一つが天然芝を植えつける。もう一つが人工芝を敷設する。いずれの方法でも、技術面、それから費用面からも多額な費用がかかりますし、さまざまな角度から検証しなければならない課題もございますので、今後の多目的広場のあり方、管理方法などについて、よりよいコンディションでサッカーができるように、引き続き調査研究して継続をいたしますというような答弁をしております。

委員長

ありがとうございます。ただいまの鈴木議員の質問、新治運動公園の芝生化、サッカー場の整備についての答弁でしたけれども、いかがでしょうか。ただいまの答弁内容について、ご質問あればお願いいたします。多目的広場って、新治中から野球場の方に向かって行くところの間にあるやつのことを言っているんですか。

スポーツ振興課

新治運動公園は、テニスコートと芝生の広場、子どもがサッカーできるように芝生広場がありまして、そのほかに土のグラウンドでラグビーとかサッカーができるような、400メートルトラックが取れるような広い土のグラウンドがありまして、その土のグラウンドの整備をしたらどうだろうかというようなご質問です。

橋本委員

マラソンの中。

スポーツ振興課

そうですね。土浦マラソンの。

委員長

マラソンの中ですか。

スポーツ振興課

土浦マラソンの中です。

委員長

あそこを芝生化しろということですか。あそこ、多目的広場と言うんですか。陸上競技場だと思った。わかりました。芝生化すればいいですね。確かにね。でも大変なんですね。いろいろと。

スポーツ振興課

維持管理も非常に大変です。

委員長

方法的には何とかサッカーができるようにしてくださいということですね。人工芝の方が安上がりでもないんですよ。

スポーツ振興課

やっぱりイニシャルコストがかなりかかりますので、そういうことも含めて、イニシャルコスト、ランニングコストも含めて長期研究しますという。

委員長

わかりました。何とか、芝生化が一番いいでしょうけれどもね。

それでは、最後です。7番目、塚原議員の質問。小学生の自転車乗車時のヘルメッ

ト着用の検討です。指導課お願いします。

指 導 課 20 ページをお願いいたします。
まず、質問の要旨ですが、小学生はヘルメットなしで自転車に乗ることが危険というふうに思われる。小学生が自転車の乗車時にヘルメットを着用することを徹底することはできないかというようなこととございます。

21 ページの方に答弁を載せてございます。
まず、その質問を受けまして、ヘルメットの着用、転倒時、頭部への損傷などを防いで、重大な事故につながることを防止できるというような効果が期待できるというふうにお答えし、そのためには、まず第一義的には、家庭において保護者がヘルメットの効果を認識して、子どもの安全を確保するような意識を持つことが重要。そのために、学校、教育委員会としては、小学校のPTA活動、交通安全の指導、保護者へ向けての学校便り等を通して、より一層啓発をしていくように働きかけをしていくというふうにお答えしました。

子どもたちに対しましては、市の生活安全課や警察の交通課の協力のもと、交通安全教室を実施しておりますが、さらに安全な乗り方とともにヘルメットの着用についても力を入れて指導し、意識を高めていきたいというふうな答え方をさせていただきます。

委 員 長 ありがとうございます。塚原議員の質問、小学生の自転車乗車時のヘルメット着用の検討についてということで、これはもう義務化されているわけですよね。つけてはいけない。ヘルメットは。

指 導 課 平成 20 年の道路交通法の改正によって、努力義務ということで、13 歳未満の。
委 員 長 努力義務。余りつけてないということですよ。
指 導 課 実際にはつけてないで、家に帰ってから乗り出す子たちが多いと思います。
委 員 長 小学生で通学に自転車に乗っている所があるんですか。
指 導 課 それはありません。
委 員 長 自転車通学はありませんよね。帰ってからの話ですね。特に何かありますか。今の内容で。結局、親を指導するしかないということですかね。学校でも指導するのはもちろんでしょうけれども、余り自転車に乗っている子どもでヘルメットかぶってないですよ。

指 導 課 この辺りは保護者の意識ということで、網目のやつをかぶっていたりということはあるんですが、もっと徹底するためには、やっぱり先ほどお答えしたようなことが。
委 員 長 多分つけてないですよ。学校でよく指導するしかないですよ。よろしくお願ひします。

以上で一般質問の答弁内容については終わりです。8 番、9 番はこの間やりましたので、これはいいですね。

続きまして、その他で、まず平成 27 年度土浦市文化財防火デー防火訓練について、文化課お願いします。

文 化 課 資料の方は 7 ページになります。
平成 27 年度土浦市文化財防火デー防火訓練について、ご説明をさせていただきます。文化財防火デーでございますが、昭和 24 年 1 月に現存する世界最古の木造建造物で

ある法隆寺の本堂壁画が焼損したことに基づいて、毎年この日を「文化財防火デー」と定めてございます。

この日を中心に、文化財を火災等から守るために全国的に文化財防火運動が展開されてございます。本市では、昭和 52 年度から実施してございまして、今年度につきましては、年を明けまして 1 月 15 日金曜日、会場が亀城公園におきまして、文化財、消防、教育関係者並びに地域住民の皆様の協力のもと、実施するものでございます。今回は中央一丁目の皆さんと神立小学校の 5 年生の皆さん方に協力をいただく予定になってございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。平成 27 年度の土浦市文化財防火デー防火訓練についてということで、ことしは 1 月 15 日に行うということですが、ただいまの内容について、何かご質問ありますか。よろしいですか。今年は神立小学校の児童が参加するということですか。亀城公園まで来るの、大変ですね。土浦小学校で。

文化課 市の教育委員会のバスを利用しまして。

委員長 これは順番で決まっているんですか。

文化課 はい、そうです。

委員長 土小が一番近いと思うんだけど。わかりました。よろしいですかね。

木下委員 この訓練に参加する児童は、毎年輪番か何かで別の小学校の児童が参加しているのかなと思うんですが、例えば同じ時間帯に各小学校に映像配信みたいな感じで、現場には行けないけれども、児童の代表がここでやっていますよというようなのを遠隔で見ることができないものかどうか。あるいは、同時はかなわないとしても、映像を後日各学校で視聴することができないか。先般、土小の近くで大きな火災があったと伺っていますけれども、やはり怖い思いをするんだよというようなところを、疑似体験ではないですけども、できる機会があればいいのかなと思います。

文化課 まず、各学校輪番ですとやってございまして、ことしは神立小の方でやっていただくということで、あともう少しで全校回る予定でございまして。また、ICT教育に係ると思いますが、これについては担当課とよく十分に協議させていただいて、できることならやってまいりたいと考えております。

教育長 今は ICT 関連で各教室に電子黒板があるのでそれを上手く使えないだろうか、指導課の方で考えていただければと思います。

委員長 では、よろしく願いします。

続きまして、伝統行事「どんど焼き」の開催について、博物館お願いします。

博物館 資料 8 ページの伝統行事「どんど焼き」の開催についてをごらんいただきたいと思っております。

どんど焼きはご承知のように、しめ飾りや門松などの正月飾りを持ちよって燃やし、1 年間の無病息災を祈るお祭りのことです。伝統行事の継承を目的に、博物館が教育普及活動の一環として実施しておりまして、毎年 600 人を超える市民の皆様にご参加をいただいております。

今年度は 1 月 16 日土曜日に開催いたします。会場はいつものように学園大橋下の桜川河川敷で、午前 9 時に受け付けを開始して、午前 11 時に点火して行います。現在は環境保護のため、野焼きができるわら・木・紙製の部分だけをお持ちいただい

て、9時以降に開催しております。

どんど焼きの火でおもちを焼いて食べると、1年間健康で過ごせるといわれておりますので、先着200名様に丸もちをお配りしております。よろしくお願ひいたします。

委員 長 ありがとうございます。伝統行事のどんど焼きの開催、今年は1月16日ということですが、毎年参加は多いんですね。

博物館 700、800ぐらい来られる。

委員 長 ご質問ありますか。よろしいですかね。ありがとうございました。では、よろしくお願ひいたします。

続きまして、平成27年度第63回教育総会について、指導課お願ひします。

指導 課 今年度教育総会のご案内をさせていただきます。資料は9ページになります。

目的は、市内の教職員が一堂に会して、本年度の総括を行うとともに、教育論文発表等によって研修を行い、教育振興の向上に寄与するというものでございます。

今年度、期日は平成28年2月18日木曜日となります。会場は市民会館大ホールでございます。来賓、参加者、日程、その他詳細はお手元の資料どおりになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育委員の皆様にはお手元に封筒に入れてご案内を配付してありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員 長 わかりました。平成27年度の教育総会は来年の2月18日ということで、よろしくお願ひいたします。木曜日ですね。特にご質問等はありませんか。

それでは、本日の次第は以上で終わりですが、そのほかはありますか。

スポーツ振興課 資料はございませんけれども、かすみがうらマラソンの募集状況についてなんですけれども、かすみがうらマラソンは12月2日、今月の2日から来年の1月6日までの約1カ月間募集をしております。

ことしはフルマラソンが1万5,000人、10マイルが5,000人、5キロが2,000人、ウォーキングが500人という募集人数で募集をしておりますが、現在の状況なんです、フルマラソンの方は定員に達しまして、本日の5時、5分前に締め切りました。10マイルの方はあと300人弱でございますので、1日、2日、あさって辺りには多分締め切りになるというふうに考えております。あと、5キロとウォーキングにつきましては、まだまだ募集を継続しているというような状況で、ことしは川口運動公園野球場の工事の関係がありまして、フルマラソンを5,000人減の定員で募集をしておりますので、昨年は2万8,180人のエントリーだったんですが、ことしは最終的には全部門を合わせまして2万3,000人前後のエントリーになる予定でございます。

委員 長 わかりました。よろしいですか。そのほか何か。

教育総務課 おかげさまをもちまして、都和小学校の新築校舎、第二小学校の屋内運動場、こちらは予定どおり工事が進んでいまして、もうすぐ竣工を迎えるというような状況でございます。2月からは供用開始予定となっておりますので、その前に内覧会ということで一度ご案内したいと考えております。日程の方は後でまた簡単に通知を差し上げますので、よろしくお願ひします。

委員長

わかりました。それでは、次回定例会ですかね。

—————次回定例会日程について協議—————

教育総務課

1月26日が第4火曜日となります。

委員長

わかりました。それでよろしいですか。26日ということをお願いします。

以上で、きょうの定例会、次第はすべて終了いたしました。長時間にわたり、ありがとうございました。これで閉会します。

ありがとうございました。